

令和6年度

第1回理事会議事録

と き 令和6年7月12日（金）午後2時

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通FNビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21人（出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含む。）
事務局 11人

【付議事項】

〔報告事項〕

報告第1号 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第1号）の理事長による専決処分について

〔議決事項〕

- 議案第1号 大阪府国民健康保険団体連合会事務専決及び代決規則の一部を改正する規則について
- 議案第2号 大阪府国民健康保険団体連合会文書取扱規則の一部を改正する規則について
- 議案第3号 大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則について
- 議案第4号 大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則について
- 議案第5号 大阪府国民健康保険団体連合会介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則について
- 議案第6号 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会に付議する案件について

（報告事項）

- 1 大阪府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 2 大阪府国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分の理事会における専決処分について
- 3 大阪府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 4 大阪府国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 5 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第1号）の理事会における専決処分について
- 6 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について
- 7 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について
- 8 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について
- 9 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

- 10 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について
- 11 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計補正予算（第1号）の理事会における専決処分について
- 12 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について
- 13 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について
- 14 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第1号）の理事長による専決処分について
- 15 令和5年度の各特別会計における継続費の精算状況について

（認定事項）

- 1 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 2 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合一般会計決算の認定について
- 3 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算の認定について
 - 業務勘定
 - 診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - 抗体検査等費用に関する支払勘定
 - 国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 4 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の認定について
 - 業務勘定
 - 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 5 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計決算の認定について
- 6 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の認定について
 - 業務勘定
 - 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
 - 後期高齢者健診等費用支払勘定
- 7 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計決算の認定について
 - 業務勘定
 - 介護給付費等支払勘定
 - 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 8 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の認定について
 - 業務勘定

障害介護給付費等支払勘定
障害児給付費等支払勘定

- 9 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計決算の認定について

議案第7号 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について

議 事 内 容

開会時刻 午後2時00分

事務局

長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、令和6年度第1回理事会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。

理事長

令和6年度第1回理事会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、理事の皆様には、何かとご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は、本会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省の「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」は、被用者保険の適用について、企業規模要件を撤廃するよう求める提言をまとめ、さらに、個人事業所の非適用業種を解消する方向で検討を進めることも求めています。これまでの被用者保険の適用拡大により国保被保険者数が減少している中、さらにその動きが加速すると国保の運営にも多大な影響を及ぼすことから、動向をしっかり注視していく必要があるものと考えております。

また、本会を取り巻く情勢ですが、3月28日の通常国会において、令和6年度税制改正法案が可決され、連合会が行う事業のうち、審査支払業務等の一定の要件に該当するものは、収益事業から除外されることとなりました。これまでは、収益事業として剰余が生じれば課税の対象となっていたことにより、システム更改等を行う上で必要となる積立金の上限額が決まっておりましたが、今後は経費を積立計画に基づいて積み立てていくということになります。詳細につきましては、厚生労働省から今後示される予定となっております。

他方で、医療DXの推進における「審査支払機能に関する改革工程表」に沿った第一段階の対応として、クラウドへの移行や支払基金との受付領域の共同利用を目的とした国保総合システムの更改が令和6年1月に完了しております。今後、さらに10年度を目指しまして、システムのモダン化を図り、ランニングコストの削減に努めてまいり所存でございます。この開発費や運用費に当たっては、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、6月28日の国保中央会臨時総会にて、令和7年度国庫補助要求の決議がなされました。国の責任において必要な財政措置を講じるよう、強く要望してまいり所存です。

本日の理事会の主な議題としましては、規則改正と合わせて、令和5年度の事業報告・決算等の通常総会に付議する案件についてお諮りするものでございます。

本理事会の議事が円滑に行われますようご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつに代えさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、理事総数21名中、現在出席理

事及び出席指定書並びに書面出席理事を含め21名です。定足数を充たしておりますことをご報告いたします。摂津市様につきましては、急遽書面での出席となっております。

それでは、本会規約第31条第1項の規定に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

ただ今から、令和6年度第1回理事会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人に、副理事長と、専務理事を指名いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

また、出席指定書により出席の皆様も、議事に対するご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、報告事項ですが、報告第1号について、事務局に報告を求めます。

事務局

資料はお手元の「令和6年度第1回理事会議案」になります。

1ページをお願いします。報告事項の報告第1号につきましては、「令和6年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第1号）の理事長による専決処分について」でございます。本来であれば、総会の議決を必要とするところでありましたが、事案の緊急性を鑑み、令和6年4月23日に理事長の専決処分とさせていただいたものです。こちらにつきましては、今後開催される総会においてもご報告いたします。

予算の補正といたしまして、歳入歳出、それぞれ341万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億1,708万3,000円としたもので、大阪府が実施する「介護職員処遇改善支援事業」及び「福祉・介護職員処遇改善支援事業」に係る補助金の金額算出等の業務を大阪府からの依頼に基づき実施することとしたため、補正を行ったものです。

歳入歳出予算の補正にかかる款項の区分、区分ごとの金額、事項別明細につきましては、2ページから7ページに記載いたしております。報告事項は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、報告がございましたが、この件についてご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、報告については以上とさせていただきます。

次に、議決事項に移ります。議案第1号から第5号までの5案件は、各種規則の一部改正についてであり、これらを一括議題とし事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

引き続きお願いいたします。議決事項についてご提案させていただきます。着座にて失礼します。

議案書の9ページをお願いいたします。議案第1号「大阪府国保連合会事務専決及び代決規則の一部を改正する規則について」、次のとおり定めるものでございます。

11ページをお願いします。第3条「専務理事の専決事項」の第1項第10号に規定する「1件300万円以上の歳入の調定及び歳出予算の執行に関すること。」の除外規定について、11ページ及び12ページの下線部のとおり、アからオに区分し、イの「保険者間調整に係る療養費等の受入金及び返還金支出金」、ウの「主治医意見書料等の受入金及び支

出金」、エの「介護保険第三者行為損害賠償受入金及び支出金」についても除外となるよう改めるものです。

12ページをお願いします。第8条「事務の代決」の第3項及び第4項に規定する「専決者が不在のときの事務の代決」に関しまして、各々下線部のとおり、支払勘定等に係るものを除いた歳入の調定及び歳出予算の執行については、総務部長の代決事項となるよう改めるものです。また、このことに伴い、第5項についても下線部のとおり改めるものです。

15ページをお願いします。議案第2号「大阪府国保連合会文書取扱規則の一部を改正する規則について」、次のとおり定めるものでございます。

17ページをお願いします。電子決裁の実施に伴い、全般的に見直しを行い、下線部のとおり、文言の整理及び規定の追加等を行うものです。

18ページをお願いします。第11条の2「決裁文書の修正」については、決裁文書を修正する際の手順を新たに規定するため、新設したものです。

19ページをお願いします。第17条の第2項については、システムに記録した文書を原本として取り扱うことを新たに規定するため、新設したものです。

その他の条文の改正については、文言の整理等を行うものになります。

21ページをお願いします。議案第3号「大阪府国保連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則について」、次のとおり定めるものでございます。

23ページをお願いします。23ページの第1条、24ページの第25条及び第31条、25ページの第34条においては、文言の追加及び文言の整理等のため、下線部のとおり改めるものです。

25ページ、26ページに記載の附則の第2項においては、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」の改正等に伴い、下線部のとおり、「光ディスク等」を光ディスクに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物と定義することにより、これに含まれるものとして規定されていた「フレキシブルディスク」の文言を削除するものです。

27ページをお願いします。議案第4号「大阪府国保連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則について」、次のとおり定めるものでございます。

29ページをお願いします。先ほどの議案第3号と同様に、第4条において、「フレキシブルディスク」の文言を削除するものです。

31ページをお願いします。議案第5号「大阪府国保連合会介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則について」次のとおり定めるものでございます。

33ページをお願いします。第1条における一部文言の追記と、議案第3号、第4号と同様に、第4条において、「フレキシブルディスク」の文言を削除するものです。

議案第1号から議案第5号までの改正規則の施行日については、いずれも令和6年7月13日といたします。

議決事項の議案第1号から第5号までにつきましては、以上となります。

よろしく願いいたします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問を打ち切ります。それでは、一括採決とさせていただきます。

ただ今の議案第1号から第5号までの5案件につきまして、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本5案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号「第1回通常総会に付議する案件について」、その中の報告事項について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第6号の報告事項につきましても、私からご提案させていただきます。よろしくお願いたします。

資料は右上に別冊と記しているものをお願いいたします。議案第6号「令和6年度大阪府国保連合会第1回通常総会に付議する案件について」、理事会に諮るものとなります。

表紙をおめくりいただき、目次をお願いいたします。今回、総会への報告事項は15案件ございます。うち、報告事項の1から13につきましては、令和6年3月11日から3月19日に開催いたしました書面開催の理事会にて専決処分とさせていただいたものです。報告事項の14につきましては、理事会議案の報告第1号として報告させていただいた理事長の専決処分に関して、総会に報告する必要があることから、付議する案件として改めてご提案させていただくものです。報告事項の15は、令和5年度の各特別会計における継続費の精算状況を報告させていただくものとなります。

1ページをお願いします。1「大阪府国保連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会における専決処分について」、財政調整基金積立資産は、事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合であっても、運営の健全化を図ることができるよう設置している積立金で、手数料の10%を上限としています。

毎年度末に全額を取り崩し、積立替えを行うため、8億1,623万6,000円の処分を行ったもので、各会計の処分量は、1から5の記載のとおりでございます。

3ページをお願いします。2「大阪府国保連合会減価償却引当資産の処分の理事会における専決処分について」、減価償却引当資産は、必要な固定資産の取得等に係る費用に充てるため設置している積立金で、減価償却相当額を上限として積み立てています。令和5年度における固定資産の取得等に係る費用に充てるため、2億9,951万4,000円の処分を行ったもので、各会計の処分量は、1から4の記載のとおりでございます。

5ページをお願いします。3「大阪府国保連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会における専決処分について」、電算処理システム導入作業経費積立資産は、システム更改に伴う導入作業にかかる経費に充てるため設置している積立金で、更改の際に要した導入作業経費相当額を上限として積み立てています。令和5年度におけるシステム導入経費に充てるため、1億2,299万5,000円の処分を行ったもので、各会計の処分量は、1から3の記載のとおりでございます。

7ページをお願いします。4「大阪府国保連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分の理事会における専決処分について」、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に向け設置している積立資産で、手数料の30%を上限としています。毎年度末に全額を取崩し、積立替えを行うため、18億9,735万5,000円の処分を行ったもので、各会計の処分量は、1から5の記載のとおりでございます。

す。

9 ページをお願いします。次の5から13までの補正予算に係る案件につきましては、補正理由のみの説明とさせていただきますが、歳入歳出予算の補正にかかる款項の区分、区分ごとの金額、事項別明細については、案件ごとに後続のページに記載しております。

9 ページの5「令和5年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、各種経費を縮減したことによる財源259万2,000円をもとに、退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

15ページをお願いします。6「令和5年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について」は、各種経費を縮減したことによる財源661万9,000円をもとに、退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

21ページをお願いします。7「令和5年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務 特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について」は、繰越金が当初予想を上回ったことによる財源1億9,804万9,000円をもとに、認められている範囲において、財政調整基金積立資産、ICT等を活用した審査支払等の高度化・効率化積立資産を積み立てる補正及び退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

29ページをお願いします。8「令和5年度大阪府国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、プログラム開発料を縮減したことによる財源777万2,000円をもとに、認められている範囲において、ICT等を活用した審査支払等の高度化・効率化積立資産を積み立てる補正及び退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

35ページをお願いします。9「令和5年度大阪府国保連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、繰越金が当初予想を上回ったことによる財源1,004万9,000円をもとに、認められている範囲において、財政調整基金積立資産、ICT等を活用した審査支払等の高度化・効率化積立資産を積み立てる補正及び退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

43ページをお願いします。10「令和5年度大阪府国保連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、繰越金が当初予想を上回ったことによる財源540万6,000円をもとに、認められている範囲において、財政調整基金積立資産、減価償却引当資産、ICT等を活用した審査支払等の高度化・効率化積立資産を積み立てる補正及び退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

51ページをお願いします。11「令和5年度大阪府国保連合会退職金特別会計補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、各会計からの繰入金等による財源2,091万2,000円をもとに、認められている範囲において、退職給付引当資産を積み立てる補正を行ったものでございます。

59ページをお願いします。12「令和6年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、令和5年度末まで実施する新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種に係る費用の請求支払事務を令和6年4月10日提出分まで実施するための補正を行ったものでございます。

67ページをお願いします。13「令和6年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分については、報告事項の12と同様、新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種に係る費用の請求支払事務の実施期間の延長に伴う補正を行ったものでございます。

75ページをお願いします。14「令和6年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第1号）」の理事長による専決処分については、先ほどの理事会議案における報告事項の報告第1号の報告となりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

83ページをお願いします。15「令和5年度の各特別会計における継続費の精算状況について」は、次期国保総合システムの導入事業及び令和5年度における事務代行システム更改に伴う導入事業が終了したことに伴い、本会財務規則第10条第3項の規定により、令和5年度の各特別会計における「継続費」の精算状況を報告するものでございます。

84ページをお願いします。次期国保総合システムの導入事業に係る継続費精算報告書になります。上段が国保、下段が後期の会計になります。上段の診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）においては、歳出合計の令和5年度継続費予算は5億861万5,204円、支出済額は4億3,652万8,893円となり、不用額の7,208万6,311円が令和5年度の精算額となります。下段の後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）においては、歳出合計の令和5年度継続費予算は3億3,972万9,074円、支出済額は2億8,208万1,685円となり、不用額の5,764万7,389円が令和5年度の精算額となります。

85ページをお願いします。事務代行システム更改に伴う導入事業に係る継続費精算報告書になります。こちらは、後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）のみとなります。歳出合計の令和5年度継続費予算は2億7,815万円、支出済額は1億3,764万2,230円となり、不用額の1億4,050万7,770円が令和5年度の精算額となります。

報告事項については、以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

報告事項の提案理由の説明についてご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、引き続き議案第6号の認定事項について、事務局に説明を求めます。

事務局

私からは、「令和5年度事業報告」についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

右肩に別冊と記載している資料、87ページをお願いします。認定事項1「令和5年度大阪府国保連合会事業報告について」認定を求めるものでございます。

88ページをお願いします。本会におきましては、令和5年度の事業運営にあたり、令和4年度から6年度を対象とした3か年計画であります第4期中期経営計画に基づき、保険者ニーズを踏まえた運営に努めてまいりました。

その柱となるのが、記載しております「保険者等への事業運営の支援」「効率的・効果的な組織運営の確立と人材育成」「情勢の変化への的確な対応」の3点の基本方針となります。この基本方針に基づき、令和5年度の事業計画を作成し、事業を実施して参りました。具体的施策ごとに報告させていただきます。

1「保険者等への事業運営の支援」です。

(1) 審査支払業務の充実強化におきましては、ICTの活用等により従来から進めております傾向審査を継続するとともに、査定以外の手法として画一的診療が見受けられ

る医療機関へ注意喚起通知の発出や、DPC包括請求において、傷病名、コーディングデータのチェックをかけて返戻による請求内容の照会を行い、医療機関に適正な請求を求めてまいりました。支払業務においては、処理の効率化を図るため、処理マニュアルの見直し、業務処理研修を適宜行い職員のスキル向上を図りました。療養費の審査につきましても、施術所に対し留意事項の基準の見直しや面接確認委員会を開催し、適正化に努めました。障害者総合支援事業ですが、地域生活支援事業支払等システムの普及のため、市町村向けに説明会を開催しました。また実態に見合った審査支払が実施できるよう個別に対応を行うなど支援を充実しました。

89ページをお願いします。(2) 保健事業の支援については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援として後期高齢者医療広域連合と連携し、「高齢者の保健事業セミナー」や後期高齢者医療広域連合及び30市町村に対し保健事業支援・評価委員会、検討会を開催し一体的実施に係る助言等の支援を行いました。またKDBシステムを利活用できるよう研修会の実施、保険者への個別訪問も行ったところです。

(3) 医療費・介護給付費等適正化の推進では、介護給付適正化に関する保険者支援システムについて、広く保険者に活用していただくため利用状況等のアンケート調査を行いマニュアルの作成に着手しました。第三者行為求償事務については、継続して被保険者や損保会社に対して「傷病届」の提出勧奨に努めました。また保険者訪問を行い求償事務の理解促進、情報共有に努めました。

(4) 保険者事務共同電算処理等事業については、保険者要望へ対応するため、4案件について国保事業推進委員会へ諮り、今年度にシステム改修を行うことのできることを得ました。

またレセプト等点検業務におきましては、内容等について医療機関に電話照会を行ったり、再審査申出項目の分析や点検システムへの項目の追加など、有用な点検の実施を行いました。

90ページをお願いします。2「効率的・効果的な組織運営の確立と人材育成」です。主に、安定財源の確保と組織を持続させるための人材育成に取り組みました。

(2) 安定財源の確保としましては、組織運営を行う上で、安定財源の確保を行うことが重要とし、国保の被保険者の減少に伴う負担金の減収額及び運営、保健事業の経費の検証を行いました。今後のシステム更改等に伴う経費の精査を行い、経費全般の縮減に努めたことにより、現行手数料単価を改定することなく積立金を積み立てることができました。

(3) 人材育成の推進では、職員の意欲向上と専門性を重視した育成を主眼に置き、職員の行動変容につなげるためのビジネスマインド研修の実施、審査支払改革、医療費適正化等の諸情勢に関する研修会を定期的実施し職員の知識向上に努めました。

3 情勢の変化への的確な対応です。

「審査支払機能に関する改革工程表」や「データヘルス改革に関する工程表」など厚労省、国保中央会から発信される情報を収集、連携し、最新の情報の入手に努めました。デジタル改革への対応として、後期高齢者医療広域電算処理システム以外の国保中央会各システムについては、クラウド化による更改を完了しました。

次の91ページ、第1「組織運営等に関すること」から115ページ、第4「障害者総合支援事業に関すること」まで、具体的な事業の実施状況について、それぞれ記載をさせていただきます。

また、お手元に別途ご用意をしております、資料1「令和5年度事業報告の概要」の中で、審査支払状況などの件数や金額の前年度比を記載しておりますので、あわせてご参

考としてご覧いただきますようお願いいたします。

事務局

私からは各種会計の決算状況についてご説明をさせていただきます。

認定事項の2から9につきましては、議案第6号別冊の117ページ以降となりますが、多ページにわたりますことから、抜粋して別途資料を作成しております。お手元の資料2「令和5年度 決算状況等及び主な増減理由等」をご覧くださいませでしょうか。

資料2については、事前にお渡ししておりましたものに誤りがございました。ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。本日は、正誤表と、正誤表のとおり訂正しました資料2を改めてお配りしております。

資料2の表紙をおめくりいただきまして、1ページと2ページをお願いいたします。恐れ入りますが着座にて失礼いたします。一般会計の歳入と歳出でございます。各表の左から3列目、太枠で囲っております収入済額及び支出済額の部分が決算額になります。歳入の収入済額の合計は10億8,461万6,264円で、歳出の支出済額の合計は9億9,009万8,505円です。

歳入における決算状況の主な内容としまして、第1款「負担金」については、被用者保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少のほか、KDBシステムランニング経費の増額を勘案して計上しました予算額とほぼ同額の収入済額となりました。また、第5款第1項「繰入金」は各会計業務勘定から、会務に係る運用経費やシステム更改費等の共通経費の支出に充てるために繰入れましたが、出退勤情報管理システムの更改や財務会計システムのインボイス制度対応に係る費用を縮減できたことにより、予算額対比で減となりました。

歳出についても、各種システムの更改費用を縮減できたことなどに伴って、第2款「総務費」や第3款「事業費」の支出済額が予算額対比で減となりました。

2ページ右下隅の表をご覧ください。歳入と歳出の差引残額は9,451万7,759円で、翌年度へ繰越すものでございます。

次に3ページ、4ページをお開きください。国保の診療報酬審査支払特別会計の業務勘定でございます。この会計は各種業務に係る手数料、補助金、繰入金等を収入し、運営経費等を支出する会計です。収入済額の合計は60億7,344万39円で、支出済額の合計は、50億2,654万6,678円です。

歳入における決算状況の主な内容としまして、第1款第1項「審査支払手数料」は、想定以上に被保険者数が減少したため、予算額対比で減となり、第1款第2項「共同処理事業費」についても被保険者数の減少のほか、医療費通知書作成業務等の取扱件数や、求償事務における損害賠償金が想定よりも少なかったことにより、予算額対比で減となっております。

歳出においても、第1款の第1項「審査支払管理費」及び第2項「共同処理事業費」とともに取扱件数の減によるパンチ料の減に加え、次期国保総合システムや国保情報集約システムの更改に係る費用等が縮減できたこと等により、予算額対比で減となりました。

4ページ右下の表にあります「歳入歳出差引残額」10億4,689万3,361円は、翌年度へ繰越すものでございます。

5ページをお開きください。最上部の黒枠で囲んでいる部分をご覧ください。支払勘定についてのご説明となっております。「各特別会計の支払勘定については、保険医療機関等へ支払う通り抜け会計であり、年度途中の不足とならないよう月額予想額×13か月の予算計上としておりますので、年間での決算状況は概ね予算より減となります。」以降の

ページに出てまいります各支払勘定についても、すべて同様となっております。

5 ページの診療報酬支払勘定については、国保診療報酬及び出産育児一時金等を支払う通り抜け会計となっております。収入済額の合計は、6,631億4,786万7,018円、支出済額の合計は、6,630億8,760万9,395円です。被保険者数の減少や出生率の低下により、取扱件数は減少しており、歳入の第1款「国民健康保険診療報酬等受入金」は昨年度との決算対比で2.28%の減となっております。歳入歳出差引残額6,025万7,623円は翌年度へ繰越すものでございます。

6 ページをお願いします。国保分に係る公費負担医療の支払勘定でございます。収入済額の合計は、293億3,280万95円、支出済額の合計は、293億3,240万1,159円です。歳入の第1款「公費負担医療受入金」は、新型コロナウイルスの影響を勘案し、増を見込んで予算計上していましたが、取扱件数が想定を下回りました。歳入歳出差引残額39万8,936円は翌年度へ繰越すものでございます。

7 ページをお開きください。抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。収入済額の合計は、8億904万6,379円で、支出済額の合計は、8億904万4,300円です。歳入の第1款「抗体検査等費用受入金」は、新型コロナウイルスワクチン接種及び風しん抗体検査等とともに取扱件数が伸びず、昨年度との決算対比でマイナス76.14%と、大きな減となりました。

8 ページをお願いします。国民健康保険診療報酬支払資金の貸付金勘定です。保険者から診療報酬の支払資金不足のため借入申込があった場合に、金融機関から借入れて、貸付を行う会計でございます。令和5年度の、借入・貸付はございませんでした。

9 ページ、10 ページをお開きください。後期高齢者関係業務の業務勘定でございます。収入済額の合計は、51億3,161万1,593円で、支出済額の合計は、49億9,811万1,249円です。歳入の第1款「手数料」は被保険者数の増加に伴う取扱件数の増及び後期高齢者医療広域連合からの開発依頼分により、昨年度との決算対比で6.84%の増となりました。歳出の第1款第1項「審査支払管理費」は、次期国保総合システムへの更改費用が縮減できたことにより、予算額対比で減となりました。歳入歳出差引残額1億3,350万344円は翌年度へ繰越すものでございます。

11 ページをお開きください。後期高齢者医療診療報酬支払勘定は、前ページの業務勘定と同様の理由で取扱件数が伸びております。また、12 ページの後期分に係る公費負担医療の支払勘定については、国保の公費分と同様の理由で取扱件数が想定を下回りました。

次に13 ページをお開きください。第三者行為損害賠償求償事務の特別会計で、損害賠償金を損害保険会社等から受入れ、保険者へ支払う通り抜け会計でございます。収入済額の合計は、16億5,164万7,543円で、支出済額の合計は、16億2,675万5,245円です。交通事故の損害が総体的に縮小傾向にあり、事案ごとの取扱金額が低下しております。歳入歳出差引残額2,489万2,298円は翌年度へ繰越すものでございます。

15 ページ、16 ページをお開きください。特定健診・特定保健指導の業務勘定でございます。収入済額の合計は、2億6,794万1,361円で、支出済額の合計は、2億3,948万5,725円です。歳入の第1款「手数料」は、昨年度との決算対比で4.80%の増となりました。また、歳出の第1款「総務費」は、インボイス制度への対応費用等が縮減できたこと等により、予算額対比で減となりました。歳入歳出差引残額2,845万5,636円は翌年度へ繰越すものでございます。

17 ページをお開きください。特定健診の国保分及び保健指導に係る支払勘定でございます。収入済額の合計は、30億6,872万7,387円で、支出済額の合計は、30億6,850万7,951円です。国保の被保険者数の減により、歳入の第1款「受入金」は昨年度との決算対比で

1. 83%の減となりました。

18ページをお願いします。後期高齢者健診の支払勘定でございます。収入済額の合計は、24億6,514万4,322円で、支出済額の合計は、24億6,493万1,211円です。国保とは逆に、被保険者数の増加により、歳入の第1款「後期高齢者健診等費用受入金」は昨年度との決算対比で10.61%の増となりました。

19ページ、20ページをお開きください。介護保険の業務勘定でございます。収入済額の合計は、41億7,789万7,764円、支出済額の合計は、39億488万3,703円です。歳入の第1款第1項「審査支払手数料」はサービス利用者数が伸びておりほぼ予算どおりの収入済額となっております。歳入歳出差引残額、2億7,301万4,061円は翌年度へ繰越すものでございます。

21ページ、22ページをお開きください。21ページの介護給付費等支払勘定、及び22ページの介護保険に係る公費負担医療等の支払勘定についても業務勘定と同様に、サービス利用者数の伸びに伴って取扱件数が増えています。

23ページ、24ページをお開きください。障害者総合支援の業務勘定でございます。収入済額の合計は、6億8,464万9,482円、支出済額の合計は、5億5,264万4,405円です。歳入の第1款「給付費等審査支払手数料」は、サービス利用者数が想定以上に伸びたことにより、予算額対比で増となりました。また、第4款「繰入金」は、インボイス制度への対応が不要になったことにより、予算額対比で減となりました。歳入歳出差引残額1億3,200万5,077円は翌年度へ繰越すものでございます。

25ページ、26ページをお開きください。25ページの障害介護給付費等支払勘定、及び26ページの障害児給付費等支払勘定についても、業務勘定と同様に、サービス利用者数の伸びに伴って取扱件数が増えています。

最後に27ページをお開きください。退職金特別会計でございます。収入済額及び支出済額とも合計、2億3,637万5,738円となっております。歳入の第2款「繰入金」は、退職者数が想定を下回ったため、退職給付引当資産からの繰入金が減となりました。また、歳出の第1款「退職手当金」は、自己都合退職者12名に支給しております。

資料2についての説明は以上でございます。

次に恐れ入りますが、お手元の議案第6号の別冊、一番分厚い冊子をご覧くださいませうでしょうか。

こちらの403ページに会計別決算表、その後ろの407ページと408ページに財産目録を掲載しております。また、6月25日に実施いただいた監事監査における監査報告書を411ページに、監査法人による監査報告書を412ページから掲載しております。

なお、今月29日に開催いたします第1回通常総会では、監事を代表して、大阪府整容国民健康保険組合理事長から監査報告を行っていただく予定としております。

最後に、資料3としまして、令和5年度の財務諸表をお配りしております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

認定事項の提案理由の説明についてご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。それでは、ただ今の議案第6号につきまして、第1回通常総会に付議することとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は原案のとおり、第1回通常総会に付議いたします。

次に、議案第7号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

お手元の理事会議案の37ページをお願いいたします。議案第7号「令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について」お諮りするものでございます。

とき 令和6年7月29日（月）午後2時、ところ 本会3階会議室になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。それでは、ただ今の議案第7号につきまして、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。

本日は、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本理事会を閉会いたします。

閉会時刻 午後2時57分